

紘基会 寺本ひろゆきは 平成 29 年 9 月 29 日

平成 28 年度決算特別委員会に負託されています決算認定に係る諸議案について討論を行います。議案第 67 号、68 号、70 号、72 号、76 号、77 号 78 号

以上の 7 議案については不認定です。その他の議案については、認定であります。

以下その理由を述べます。

議案第 67 号第 2 款総務費・7 項監査委員費・第 1 目監査委員費について
監査委員報酬 4,753,200 円 常勤の監査委員報酬 13,419,490 円を不認定とします。

平成 26 年度の包括外部監査の勧告「「電車・バスの福祉回数券について現状は交付された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の 80%の経済性が検証することができない。そのため電車、バスの運行業者に依頼して何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。」にたいして監査委員は、平成 27 年度、28 年度とバス運行業者の補助金申請等からの具体的な調査を行っていない。これは地方自治法 138 条の 2 に違反しています。

次に第 3 款民生費・第 2 項老人福祉費・第 2 目高齢者社会参加費、高齢者社会参加援護事業費の（ア）乗車券交付・元気バス購入助成費 114,226,389 円については、

前述の包括外部監査の勧告に対して、制度導入時の使用率 80%を継続したままでバス運行業者等と具体的な協議もせず今日に至っています。このことは地方自治法 138 条の 2 に反する行為であり、そこへの支出を認めることはできません。

次に第 8 款土木費・第 9 項公共交通対策費 バス運行対策費補助金 59,335,000 円については、バス運行業者から提出された生活路線維持費補助金交付申請における 59,335,000 円の算定額が適正に算出されていません。一般回数券、買い物券、福祉回数券の異なる割引にもかかわらず、すべての券面額の合計額から 10%引きという不正確な計上がされています。市はその不適正な交付申請を認めて補助金を交付しています。これは豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱第 9 条に違反しています。

次に議案第 67 号、68 号、70 号、72 号、76 号、77 号、78 号の決算額のうち失格判断基準、最低制限価格制度導入による入札契約額の決算額を不認定とします。

これら 2 件の制度導入以前の低入札価格調査では、すべて適正なコスト削減による入札価格が確認されており、契約された事業はすべて遂行されています。このことから本市はこれら 2 件の制度導入の必要はありません。失格判断基準及び最低制限価格制度は、企業努力やイノベーションによる適正なコスト削減が認められず、健全で自由な競争を妨げ、企業の競争力を弱めます。市の財政負担が大きく増すだけの百害あって一利なしの制度です。

以上の理由から不認定とします。

以上討論を終わります。